

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 健康福祉部 健康推進課 |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長健委第14号 |
| 委託業務名称 | 母子保健事業に関する業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市内 |
| 業務の概要 | 乳幼児健診業務 |
| 履行期間 | 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和5年4月1日 |
| 契約額(税込) | 4か月児健診 @30,000円(2時間までとし、30分を増すごとに8,000円加算) 10か月児健診 @22,000円(2時間までとし、30分を増すごとに6,000円加算) 1歳8か月児健診 @22,000円(2時間までとし、30分を増すごとに6,000円加算) 3歳8か月児健診 @22,000円(2時間までとし、30分を増すごとに6,000円加算) 4か月児個別健診、10か月児健診 @4,000円 事務費 支払い総額の2% |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 長浜市宮司町1181番地2 [商号又は名称] 一般社団法人 湖北医師会 |
| 契約相手方の選定理由 | 乳幼児健診の小児科診察に、市内医療機関の医師の出動が必要であり、地域の唯一の医師会である湖北医師会と契約を締結した。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |